

ともに創る。住み続けられるまちづくり

EMBETSU

港を染める夕光（遠別漁港）

広報えんべつ

8

No.820
2026

特集

～ 人とヒグマが共存するために ～

遠別町のヒグマ対策

遠別町のヒグマ対策

北海道内では近年、ヒグマの出没が相次ぎ、各地で人身被害や農業被害が発生しています。遠別町でも毎年多くの目撃情報が寄せられ、農地や市街地周辺の出没も確認されています。ヒグマは自然を象徴する野生動物である一方、人との距離が近づけば重大な事故につながる危険もあります。町では、住民の安全と地域産業を守るため、猟友会や関係機関と連携しながら様々な対策を進めています。



富士見地区で目撃された
ヒグマの足跡（6月9日）



東野地区で捕獲されたヒグマ
（6月14日）

暮らしのすぐ近くにあるヒグマ出没の現実

ヒグマは山林だけではなく、河川敷や農地周辺など人の生活圏に近い場所でも確認されています。近年は町内各地で目撃情報が寄せられており、地域住民の安全確保が重要な課題となっています。

◎ヒグマの捕獲数の推移

令和2年度	4頭	令和5年度	28頭
令和3年度	4頭	令和6年度	19頭
令和4年度	11頭	令和7年度	28頭
（令和8年度は、6月末現在で6頭捕獲されています）			

◎ヒグマやエゾシカ等による農業被害額の状況

主にエゾシカやアライグマ、ヒグマなどによる農作物への食害や踏み荒らしなどが発生しており、例年700～800万円程度の農業被害額が生じています。こうした被害は農業経営に大きな影響を及ぼすことから、関係機関と連携して有害鳥獣対策に取り組んでいます。

目撃情報と捕獲状況(令和7年度)



ヒグマの目撃地点は町内の広範囲に及び、市街地周辺でも確認されています。

町では情報収集や警戒活動とともに、必要に応じて捕獲を実施しています。

共存のためにできること

人が残した生ごみや農作物、放置された果樹などを餌として学習すると、人の生活圏へヒグマが繰り返し現れる原因となります。

人身事故や被害を防ぎながら共存していくためには、誘引物を適切に管理し、ヒグマを人里へ近づけない環境づくりが重要です。一人ひとりの心掛けが、安全な地域づくりにつながります。



寄せ付けないために



- ① 生ごみは適切に管理する
- ② 農作物の収穫かすを放置しない
- ③ 目撃情報があつた場所には近づかない
- ④ 山林へ入る際は鈴などで存在を知らせる



遠別町ヒグマ緊急銃猟 の対応について

— 緊急時に備えた実践訓練を実施 —



ヒグマによる重大な人身被害が懸念される場合に備え、遠別町では6月5日（金）に関係機関（振興局、警察署、消防署、猟友会）と連携した緊急銃猟訓練を遠別橋付近で実施しました。

訓練は昨年度に続き2回目で、昨年は悪天候により未実施であった屋外での実地訓練を行い、安全確保の手順や情報伝達、現場対応などを確認し、万が一の事態に備えて実施されました。



緊急銃猟とは

住宅地周辺などで人身被害のおそれが高いヒグマが出没した際に実施される緊急対応です。市町村長を権限主体として、住民の安全を最優先に、警察や自治体、猟友会などが連携して対応します。

地域の安全を支える猟友会の活動

有害鳥獣対策の最前線を担っているのが**猟友会**です。

ヒグマやエゾシカなどの捕獲活動のほか、出没時の巡回や情報提供など、地域の安全を支える重要な役割を担っています。

しかし、近年は会員の高齢化が進み、担い手不足が課題となっています。今後も地域の安全を守るためには、活動を支える人材の確保が欠かせません。

猟友会の主な活動について

通年 有害鳥獣の駆除・罠設置・巡回など

6月 有害鳥獣一斉駆除（カラス、キツネ 等）

10月 秋の一斉駆除（カラス、キツネ 等）

〃 野生動物頭数調査協力（エゾシカ）

2月 エゾシカ一斉捕獲（複数回）

3月 〃

有害鳥獣の対象と捕獲実績

（令和7年度）

◎ヒグマ： 28頭

◎エゾシカ： 791頭

◎アライグマ： 405頭

◎キツネ： 26頭

◎ハシブトガラス・ハシボソガラス： 300羽

捕獲実績はありませんが、対象動物はほかにタヌキ、キジバト、トドが指定されています。



アライグマによる家屋損壊被害
（町郷土資料館）



北海道猟友会
天塩支部遠別部会
（山口憲一部会長）

会員数

10 名

平均年齢

61.1 歳



Photo Snap

遠別神社例大祭

祭りの様子をフォトスナップで
お届けします。



Why Embetsu



Barker Cameron

広報委員の
バーカー・キャメロンさんの企画
「Why Embetsu」です。
外国出身の方ならではの目線で
遠別町の見え方や魅力を紹介します！

私が遠別に住むたくさんの理由

今年も夏がやってきました。夜は涼しいですが短く、昼間は暑くて、外にいるのがつらいと感じる日もあります。気がつくと、いつも以上に家の中で過ごす時間が増えています。でも今年は少し違います。大きな窓のある素敵な家に住み、何より今世紀に作られたエアコンがあります！とはいえ、あまり使うことは無さそうです。もし窓を閉めてエアコンをつけてしまったら、遠別の夏の大好きなものを楽しめなくなってしまうからです。

遠別の夏は、海から吹く涼しい風に本当に恵まれています。毎日窓を開けると、心地よい風が家の中を通り抜け、家族みんなが暑さで参ってしまうこともなく、エアコンなしでも快適に過ごせます。そしてもう一つの楽しみは、庭や周りの畑から聞こえてくる鳥たちのさえずりです。今年は家の近くでキジバトが巣を作っていて「ホーホー、ホッホー」というやさしい鳴き声が毎日のように聞こえてきます。

でも、私が夏に一番好きな音は、もう少し離れた場所から聞こえてきます。それはB&G海洋センターです。プールが始まると、子どもたちが涼みに来て元気いっぱい遊びます。建物に響く子どもたちの笑い声やにぎやかな歓声は、少し離れた場所まで聞こえてきます。その声を聞くたびに、この小さな町には地域みんなのための大切な場所があることを嬉しく思います。

遠別の子どもたちが、一生心に残る思い出を作れる場所があることに感謝しています。

大人になれば、その頃の景色は少しずつ輪郭がぼやけ、色あせ、聞こえていた音も薄れていくかもしれません。でも、その時に感じた楽しさや幸せは、きっと心の中に残り続けるでしょう。



7.1

「社会を明るくする運動」伝達式

天塩地区保護司会遠別支部・遠別町民生児童委員協議会・人権擁護委員の方々が実行委員として役場町長室に来庁され「内閣総理大臣メッセージ」伝達式が行われました。伝達式では「更生保護が「あたりまえ」に知られる存在となり、立ち直りの支援の輪が更に広がるよう取り組んでまいります。」などと記されたメッセージを読み上げ國部町長へ手渡されました。



7.3

地域貢献感謝状を授与

遠別町 4H クラブ（会長 大西元紀）様が、小学校の学習に使用する菜園の畑起こしを行っていただきましたので、國部町長から感謝状が授与されました。



7.7

ちょこっと交流会が開催されました

第2回ちょこっと交流会が旭温泉にて開催されました。18名が参加され、作業療法士の菊地啓介さんによるレクを行いました。円陣での体操をしたり、PK 対決やじゃんけん玉いれをして、楽しく身体を動かしました。笑い声が絶えず、笑顔あふれる時間となりました。



7.11

みなくるび〜ちでイベントが開催されました

みなくるび〜ちが開設されてから25周年が経過し、記念イベントが遠別町主催・遠別町B & G海洋センター共催のもと開催されました。参加した子どもたちは、カヌー試乗体験や宝探しゲーム、ビーチモルックを楽しみました。





7.11

「札幌ふるさと遠別会」が 開催されました

ホテルポールスター札幌で札幌ふるさと遠別会が開催され、國部町長、白幡副議長、白井議員が出席しました。札幌ふるさと遠別会の菅野得男会長をはじめ、会員 32 名が集まり、遠別の話題に花が咲き、心温まるひとときとなりました。



7.15

農業高校でパンが販売されました

総合的な探求授業で「目指せ！！～遠別のパン屋さん～」を探求テーマに 5 月から活動しており、生徒 2 名が製造したフランスパンを個数限定で販売しました。次回販売してほしいパンのアンケートをとっており、時期は未定ですが販売される予定です。



7.21

農業委員会新体制へ

任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、第 1 回の総会が開催されました。会長等の選任などが審議され会長には、妻沼浩さん、職務代理者には泊昌尚さんが任命されました。任期は 3 年で町の農業発展のために活動していただきます。



7.22

きらり夏まつりが開催されました

幼児センターきらりにて夏まつりが開催されました。先生方によるくじやミニ縁日が用意され、子どもたちは楽しんでいました。そして、手作りのお神輿を担いで「わっしょい」と大きな声を出して園内を歩き、最後に盆踊りを踊って夏まつりを楽しみました。





児童扶養手当制度のご案内

■制度概要

ひとり親家庭等（母子および父子家庭等）に対して手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

■支給対象

次のいずれかに該当する 18 歳に達する以後の最初の 3 月 31 日までの児童（又は 20 歳未満の障がいのある児童）について、その児童を監護している母、監護し生計を同じくしている父、父母に代わって児童を養育している養育者に支給されます。

- ・父母が婚姻（事実上の婚姻関係を含む）を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童

※その他に対象になる要件や対象にならない要件等あります。



■手当額

手当額は、受給者および扶養義務者の所得に応じて、「全部支給・一部支給・支給停止」に分けられます。

児童扶養手当支給額表（令和 8 年 4 月現在）

区分	全部支給	一部支給
第 1 子	月額 48,050 円	月額 48,040 ～ 11,340 円
第 2 子以降	月額 11,350 円を加算	月額 11,340 ～ 5,680 円を加算

※一部支給の額は、所得に応じて決まります。

■支給時期

原則として、奇数月（5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月）に前月分までの手当が支給されます。支給日が休日の場合は、その前日の金融機関の営業日となります。

■手続き・関係届出

以下のいずれかに該当する場合は、手続き等が必要になります。

○婚姻を解消したことにより児童を養育する場合等（【支給対象】を参照）

○既に受給している方で、養育している児童の人数が変わった、住所や氏名等が変わった場合（変更届等）や婚姻した、異性と同居し生計を一つにしている（社会通念上の事実婚関係にある）などの場合（喪失届）

※その他にも手続き等が必要になる場合があります。

○現況届（毎年 8 月）

毎年 8 月 1 日現在の状況を把握し、引き続き手当を受けることができる要件を満たしているか確認するものです。

※提出がない場合、11 月分以降の手当が受けられなくなります。

今月（8 月）は、現況届の提出が必要です。対象者には書類を送付しています。

■お問い合わせ・手続き先

福祉課 福祉保険係（役場 1 階 3 番窓口） ☎ 7-2114



特別児童扶養手当 制度のご案内

■目的

精神または身体に障がいをもつ児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

■支給対象

20歳未満で、精神または身体に一定以上の障がいをもつ児童を家庭で監護・養育している父母等が手当を受けることができます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、手当の支給が停止されます。

■対象となる児童の障がいの程度

次の表のうちいずれかに該当する場合、手当の支給対象となります。

ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合は手当を受けることができません。

手当1級	身体障害者手帳「1級」または「2級」の手帳を所持している児童 療育手帳の判定が「A」及びこれらと同程度の手帳を所持している児童
手当2級	身体障害者手帳「3級」または「4級の一部」の手帳を所持している児童 療育手帳の判定が「Bの一部」及びこれらと同程度の手帳を所持している児童

※一部支給の額は、所得に応じて決まります。

■手当額：〔R 8. 4 現在〕（対象児童1人につき）

・手当1級の場合 58,450 円 ・手当2級の場合 38,930 円

■支給時期

原則として、毎年4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、12月（8～11月分）に支給されます。

■届出が必要な事項

次のようなときは届出の必要がありますので、手続きを行ってください。

・既に受給している方で住所が変わった、振込先の金融機関を変更したい

※その他にも手続きが必要となる場合があります。

・所得状況届（毎年8月～9月頃に提出）

所得状況を確認して、手当の支給要件や支給額に変更がないか確認するために必要となります。
提出時期が近くなりましたら、対象者へご案内いたします。

※提出が遅れると12月支給（8月分以降）の手当の支給が一部差し止めになることがあります。



■お問い合わせ・手続き先

福祉課 福祉保険係（役場1階 3番窓口） ☎ 7-2114

広報えんべつ 7月号の訂正

P11のえんべつ TOPICS 内で「小田中紀人局長」と表記しておりましたが、正しくは「小田中紀仁局長」の誤りでした。訂正して深くお詫び申し上げます。



ねんきんのお知らせ

年金に関して申請忘れはありませんか

年金に関することで変更があった項目について、申請がないと年金事務所が把握できない項目については、ご本人またはご家族の方が申請する必要があります。

申請が遅れると、年金保険料の未納期間が発生してしまい、将来受け取っていただく年金額が減ってしまったり、場合によってはすでに受け取っていただいた年金の一部を返還いただく可能性があります。

申請が必要な項目の一例は以下のとおりとなります。

- ・勤め先を退職した（勤め先の事業所等が年金保険料を納めていた方）
⇒厚生年金（第2号）から国民年金（第1号）への加入申請が必要
配偶者が扶養に入っていた場合（第3号）は配偶者の分も申請が必要
※期間を空けずに別の勤め先に変わる場合は申請不要

申請が必要な場合の例

7月31日にA事業所を退職、9月1日からB事業所で就労開始

- ・年金を受け取っている方や年金保険料を納めている方が亡くなった
⇒死亡に関する届出が必要



転入・転出や町内転居に伴う住所変更や婚姻に伴う氏名の変更は、マイナンバーと基礎年金番号を活用して年金事務所が確認できるため届出は不要です。

ご不明な点は役場福祉課福祉保険係またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

稚内年金事務所 ☎ 0162-33-7011

役場福祉課福祉保険係 ☎ 7-2114

行政相談月間について

総務省では、行政相談制度及び行政相談委員制度について、秘匿国民の理解と認識を深め、その利用を促進し、もって同制度の一層の発展と行政の民主的な運営に資することを目的として、9月・10月の2か月間を「行政相談月間」として取り組んでおります。

下記の日程で特設行政相談所を開設いたしますのでお気軽にご相談ください。

■日時：9月4日（金）13時～15時

■場所：生涯学習センターマナピィ・21

■お問い合わせ先

遠別町行政相談員 渡辺 小夜子 ☎ 7-3231





一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

■届出対象面積

- ・市街化区域 2千㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内
5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

■届出者

土地の権利取得者（買主等）

■届出期限

契約締結日から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

■提出書類

紙の場合は各2部

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした5百分の1から2千分の1の図面
- ・委任状（代理人が届出する場合）

■罰則

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

■届出・お問い合わせ先

役場まちづくり推進課企画振興係

☎ 9-7772

※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください。

人の命とまちを守る、誇りある仕事。

消防職員 募集中!

令和8年度（社会人経験者）採用資格試験

受付期間 随時（応募状況により決定します）

試験日 随時（応募状況により決定します）

採用予定人数 3名程度

あなたの力が、誰かの未来を守る。

詳細はこちら

※詳細は、町ホームページまたは北留萌消防組合消防本部までお問い合わせください。



【防災週間】 いま一度確認しよう！家庭における災害の備え！

9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」です。

災害はいつ起こるか分かりません。

常日頃から非常持出品や非常備蓄品などを御準備いただくとともに、ハザードマップで御自分がお住いの周辺地域の避難場所や危険なエリアを確認するなど、「まさか」に備えましょう。



消防支署から

局地的大雨・集中豪雨の準備と対策

例年、線状降水帯の発生などにより局地的大雨、集中豪雨による大規模な災害が発生し、建物の浸水被害をはじめ、道路の冠水被害も心配されますので次の表に従い、速やかな行動を心がけましょう。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮危険警報	命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに 避難、避難の準備など
警戒レベル 2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難 ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1相当	早期注意報				災害への心構えを高める

各家庭で次のことを守り準備と対策をしておきましょう

- ①自分の身は自分で守り、人命の保護を最優先すること
- ②避難指示が出た場合には即避難すること
- ③あらかじめ近くの避難場所を把握しておくこと
- ④テレビやラジオ、インターネットで情報を収集すること
- ⑤土砂崩れ、道路冠水の危険性があるため、車での移動は
ひかえること
- ⑥急な河川増水の危険性があるため河川には近づかないこと
- ⑦避難袋等の中身を再確認しておくこと



議会からのたより



令和 8 年度 北海道町村議会議員研修会

第 4 回定例会

6 月 19 日から 20 日の 2 日間を会期として開催し、承認 1 件、報告 1 件、同意 12 件、議案 3 件、意見案 4 件、発議 2 件の合計 23 件の議案が提案され、原案のとおり可決した。一般質問は、山本議員、白幡議員、山下議員の 3 名が行い、会期を 1 日残して閉会した。

行政報告

- ◆名誉町民元遠別町長川島茂之氏のご逝去
- ◆令和 7 年度各会計の決算概況
- ◆令和 8 年度国及び道所管の事業概要
- ◆遠別町地域クラブの設立

承認

- ◆専決処分の承認（令和 8 年度遠別町一般会計補正予算（第 2 号））

報告

- ◆繰越明許費繰越計算書

同意

- ◆固定資産評価審査委員会委員の選任
- ・草刈 忠和 氏（丸松）の選任に同意した。

◆農業委員会委員の任命

- ・以下、11 名の任命に同意した。

野村	孝司	氏	（幸 和）
加藤	利英	氏	（中 央）
妻沼	浩	氏	（北 里）
茂野	敏彦	氏	（久 光）
泊	昌尚	氏	（久 光）
大西	幸生	氏	（共 栄）
橋本	浩一	氏	（丸 松）
森	雅昭	氏	（富士見）
門間	直美	氏	（清 川）
渡邊	理香	氏	（本町 3）
杉本	栄治	氏	（啓 明）

審議事項

◆人権擁護委員候補者の推薦

- ・和田 裕克 氏（本町 3）の推薦に賛成した。

◆工事請負契約の変更（遠別中学校建設工事（建築主体工事））

3 6 4 万 1 千円増

主な補正予算

【令和 8 年度一般会計】

- ◆麦類生産技術向上事業補助金
854万3千円新規
- ◆地域農業構造転換支援事業補助金
1,609万5千円新規
- ◆経営発展支援事業補助金
750万円新規
- ◆全国瞬時警報システム設備更新工事
1,748万5千円新規

意見案

- ◆令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- ◆地方財政の充実・強化に関する意見書
- ◆義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡大とゆたかな学びを求める意見書

以上 3 件

提出者 山本議員

賛成者 白幡議員、白井議員

- ◆ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

提出者 白幡議員

賛成者 山本議員、白井議員

意見案は 6 月 19 日の議会定例会で採択され、国等の関係機関に送付した。

発 議

- ◆遠別町議会傍聴規則の一部改正
- ◆議員派遣について

議会全員協議会（協議議題）

- ◆6月1日開催
 - ・看護師住宅の今後の整備予定
 - ・農業関連事業補助金の補正
 - ・遠別町地域クラブに関わる補正予算等
- ◆6月19日開催
 - ・重点支援地方交付金の配分



議会を傍聴してみませんか

次の定例会は **9 月 11 日から** の開催予定です。



【お問い合わせ】

議会事務局

電 話 7-2147 (直通)

メール gikai@town.embetsu.hokkaido.jp



議会を議場で傍聴された方には、行政サービスポイント 200 ポイントが付与されます。

詳しくはテレビ電話でご確認ください。

発行：遠別町議会
編集：議会報発行特別委員会
委員長 山下 悟
副委員長 白井 金治
委員 白幡 広喜



第4回定例会

「一般質問」

山本議員 問 合葬墓整備の具体化を求める

國部町長 答 合葬墓は必要な施設と認識し、町民の意向を踏まえ整備を進める



問 合葬墓の建設について。少子高齢化や核家族化で墓の承継が難しくなり、全国・道内でも整備が進む。第7期総合計画等にも記述があり3点伺う。①近隣自治体の設置状況を調べているか。②総合計画の設置事業の候補地と想定使用料は。③施設管理費と維持費は誰が負担するのか。



答 令和6年度の町民アンケートで65.1%が必要と回答し、必要な施設と認識。①留萌管内で平成31年から令和5年に1市3町が設置、使用料等は把握済みで今後現地視察し調査。②候補地は町営墓地・無縁仏供養棟西側、使用料は町民焼骨1体3万円、町外5万円程度。③管理・維持は町が行う。宗教団体に説明・意見を伺い進める。

再質問

問 ①視察はどこか、担当者だけか有識者も参加するか。②候補地を無縁仏西側とした理由は。町民の多くは共同斎場敷地内を望んでいた。なぜ最初から絞り込んだのか。③宗教団体の代表はどんな立場か。公平性・透明性のため推薦や団体同士の話し合いで選ぶのか、いつ行うのか。

答 ①既に担当職員で苦前町を視察済み。必要に応じ他施設も見て進める。②共同斎場は運営協議会で投げかけたが、天塩町が地元に残りたいとの意向が強く共同設置しないとされた。単独なら利便性から墓地敷地内が良いと判断。③各宗教団体に伺い、合葬墓のある寺院の利用状況や料金を聞き、皆が納得する形で進めたい。

再々質問

問 三笠市視察では宗教団体との揉め事はないと聞いた。稚内は屋根がなく縁に名前を刻み、三笠は屋根があり一年中参拝できる。遠別は直接合葬方式と思うが、今の場所は冬の除雪が厳しく、町民から共同斎場が適地との声が多い。もう一度考えアンケートを取り、名前を縁に刻んでほしい。

答 近隣調査では建物のある合葬墓はなく墓石中心で、受付は雪のない間。遠隔地で管理できない方の利用を想定し頻繁に使う施設ではなく、雪のない間に受け付ける。料金は想定額で、今後各寺院を回り民業圧迫や他町村の抗議も踏まえ慎重に決定。名前を刻む点は他事例を参考にし今は判断できないが検討する。

再々再質問

問 宗教に属さない人の受け皿としてこの話を始めた。お寺への配慮は大事だが、町として方向性を伝えないと意見を聞いても前に進みにくい。行政主導は大事だが住民も入れアンケートを取らないと誤解を招く。

答 アンケートは検討したいが、既に一度実施し総合計画でも実施しており、続くと負担や回答率低下の危惧がある。ただ様々な声は聞きたいので、住民説明会や各町内会訪問など機会を設け、望む形を聞き丁寧に進めたい。

白幡議員 問 町有地・公営住宅解体跡地の有効活用と移住・定住への活用を求める

國部町長 答 有効活用は重要課題と認識し、計画性と公平性を踏まえ検討を進める



問 個人からの無償譲渡や公営住宅の解体跡地が生じ、放置すれば公費・職員負担が増える。2点伺う。①無償譲渡地・解体跡地の利活用。幸和団地跡地は残土置き場で夏は雑草・害虫の衛生懸念、通学路で安全面も看過できない。近隣住民に低廉に貸し出す制度を構築すべき。②解体跡地の移住・定住活用。面積とインフラを活かし、格安賃貸や将来無償譲渡等で移住者向け住宅用地に。公平性を保ち定期借地等の柔軟な制度設計を。



答 ①未利用町有地は維持管理にコストを要するが潜在的可能性もあり有効活用は重要課題。無償譲渡地は他の未利用地も含め活用を検討。幸和団地等は雑草・害虫対策や通学路の安全確保の環境整備を行い対応。貸出は目的を精査し適切な管理・原状回復を条件に行う。未利用地は雪の堆積場所など防災上一定の確保も必要。②跡地は面積とインフラがあり宅地希望者に魅力的だが、移住者優遇は町民との公平性に慎重な配慮が必要。他自治体の宅地分譲や定期借地権の事例を精査し制度設計を検討する。

再質問

問 ①幸和団地等の環境整備・通学路の安全確保は理解。地域資源の潜在的可能性と

は具体的に何で、いつ引き出すのか。貸出制度はどこがどの広さで借りられるか町民に周知されておらず、情報を可視化し発信する仕組みが必要では。②跡地は住宅希望者に魅力的とのことだが、町内の若い世代・子育て世代も含めた遠別町独自の定住促進制度の考えはあるか。

答 ①町有地を全て使い切る状況が良いとは考えず、防災・災害時に使う場所や施設改廃時の候補地がないと困る。今は具体的なものはないが、道の駅周辺の温浴・宿泊施設等で大きな町有地があれば候補地にできる。可視化は現在しておらず問合せに対応する段階で検討に時間が必要。安く貸すと民間取引に影響し民業圧迫になりかねずバランスが必要。②移住者へ無償貸付後に権利移譲する自治体もあり制度を検討したい。

再々質問

問 複数の町民からも、無償取得した土地や解体跡地を今後どうするのかという声を聞いている。町としての方向性を見せないと今後の場所の提供もどうなるか。今後のことも含めもう一度答弁を。

答 中学校建設、診療所の建替えの際、候補地がないとも聞き、空けておくのはもったいないが計画性を持って考える必要がある。安く貸しすぎると空き家が増え民間取引がなくなる影響も考える必要がある。まずは有効利用を考えたいが、様々な事情があるのでご理解を。



山下議員 問 e スポーツを活用した高齢者の介護予防の導入を求める

國部町長 答 e スポーツは介護予防に有効と認識し、体験会から始め事業化を検討する



問 e スポーツを活用した高齢者の介護予防について。高齢化率は42%、令和22年に52%と推計。国は通いの場の参加率8%を交付金の評価指標とする。本町は一次予防が手薄。4点伺う。①通いの場の参加率をどう把握し、国目標8%に対し本町は何%か②上士幌町に倣い要支援前的高齢者にe スポーツを試験導入する考えは。まずは体験会から。③近年の交付金の評価・交付額は。e スポーツで参加率を高め獲得増につなげる考えは。④「なごーみ」を活かし遠別農業高校生や子どもとの多世代交流でe スポーツを広げ、高齢者の生きがいと若者の関係人口づくりにつなげる考えは。



答 本町の65歳以上は903人で高齢化率42%超、介護認定者177人で認定率20%弱。現在はフレイル・認知症予防等として「地域支え合いサロン」「オレンジカフェ」等を関係団体と連携し実施。①参加率は第9期計画に数値目標の記載はないが、委託事業者の報告に基づき65歳以上で1.58%。②今年度5月29日、社協と町が連携し「ちょこっと交流会」を開催、e スポーツに類似するモーショントレーニングシステムを体験実施。今後も体験会を検討。③交付金はポイント制で昨年度は417ポイント、92万8000円の交付を受けた。獲得増には事業実施評

価等の取り組みが必要でポイント獲得につなげたい。④認知機能の維持・活性化や身体的ハードルの低さからe スポーツは介護予防に有効。若い世代との交流で通いの場の機能を高めることも必要。既存事業を継続し関係団体と連携し活用を検討。

再質問

問 町長は参加率1.58%の低さ、e スポーツの有効性、交付金が参加率を評価する仕組み、多世代交流の効果を全て認めた。これらは別々でなく、一つの取り組みが参加率を上げ予防を進め給付費を抑え交付金にも寄与し高齢者の生きがいと若者のつながりを生む。だからこそ検討でなく実行を求め、町長の決意を伺う。

答 e スポーツは非常に有効。今回のモーショントレーニングシステムをe スポーツと呼ぶかはともかく、電子機器を使うので体験会は実施済みと言える。山下議員が指すのはニンテンドースイッチの太鼓の達人等を想定していると思うが、まずどのような対象者が興味を持つか体験会から始めたい。モーションシステムを続けるか新たなe スポーツを体験するかは業者により異なるが、有効なので引き続き体験会を含め事業化も見据えて考えたい。



議会の主な動き（令和 8 年 5 月～令和 8 年 7 月）

5 月		6 月		7 月	
12 日	留萌管内町村議長会 定期総会	1 日	第 4 回 議会 全員 協議会	2 ～ 3 日	北海道町村議会議員研修会（札 幌市）
13 日	遠別商工会通常総会	3 日	第 2 回 議会 運営 委員会	5 日	留萌駐屯地創立 73 周年記念行 事（留萌市）
21 日	留萌地域総合開発期 成会定期総会（増毛 町）	4 日	一般道道名寄遠 別線建設促進期 成会総会	8 日	第 5 回議会報発行特別委員会
25 ～ 27 日	全国町村議会議長・ 副議長研修会（東京 都）	7 日	北留萌消防組合 遠別消防団春季 消防演習	11 ～ 12 日	札幌ふるさと遠別会総会（札幌市）
		9 ～ 10 日	北海道町村議会議長会 定期総会（札幌市）	14 日	遠別神社例大祭
		19 日	第 5 回議会定例会 第 2 回総務産業常任 委員会 第 5 回議会全員協議 会	23 日	第 6 回議会報発行特別委員会
		22 ～ 25 日	留萌地域総合開発期成 会中央要望（留萌市、 札幌市、東京都）	28 日	ゆかりの地との交流事業「歓迎 のつどい」

議員出席状況

令和8年5月1日～令和8年7月31日

区 分

紙面の都合上、質問及び答弁の内容を議会報発行特別委員会の委員で要約し、掲載しております。本会議の詳細の内容は、会議録をホームページで公開しておりますのでそちらをご覧ください。

会議録ホームページ URL

<https://www.town.embetsu.hokkaido.jp/docs/4088.html?cat=/c60/c6120/>



8/15～9/15

15 (土)	
16 (日)	・花菜夢（道の駅「えんべつ富士見」 10:30～） ・海水浴場クローズ ・マナビィ・21 図書室休館
17 (月)	・マナビィ・21 図書室休館
18 (火)	・第3回子どもチャレンジ教室（マナビィ・21 10:00～）
19 (水)	・戦没者・功労者追悼式（マナビィ・21 10:00～）
20 (木)	
21 (金)	・診療所外科診療日（出張医）
22 (土)	・第2回遠別盆踊り花火大会（マナビィ・21 駐車場 子ども緑日・飲食販売 13:00～）
23 (日)	・花菜夢（道の駅「えんべつ富士見」 10:30～） ・マナビィ・21 図書室休館
24 (月)	・マナビィ・21 図書室休館 ・胃・肺・大腸・前立腺がん検診／特定健診／プレ・特定健診／後期高齢者健診／生保健診／肝炎健診／エキノコックス症検診／結核検診（マナビィ・21 ※完全予約制）
25 (火)	・胃・肺・大腸・前立腺がん検診／特定健診／プレ・特定健診／後期高齢者健診／生保健診／肝炎健診／エキノコックス症検診／結核検診（マナビィ・21 ※完全予約制）
26 (水)	
27 (木)	
28 (金)	
29 (土)	
30 (日)	・花菜夢（道の駅「えんべつ富士見」 10:30～） ・マナビィ・21 図書室休館
31 (月)	・マナビィ・21 図書室休館
1 (火)	
2 (水)	
3 (木)	
4 (金)	・診療所外科診療日（出張医）
5 (土)	・第46回イエスタ杯北海道小学生バレーボール大会留萌地区予選会（スポーツセンター、遠小体育館 9:00～）
6 (日)	・花菜夢（道の駅「えんべつ富士見」 10:30～） ・マナビィ・21 図書室休館
7 (月)	・マナビィ・21 図書室休館
8 (火)	・ひよこタイム（子育て支援センター 10:00～） ・日頃から気軽にできる運動教室（スポーツセンター 19:00～）
9 (水)	・乳幼児健診（遠別町国民健康保険診療所 診察開始 10:30～） ・診療所小児科診療日（旭川医大出張医）
10 (木)	・遠別町敬老会（マナビィ・21 10:00～）
11 (金)	
12 (土)	
13 (日)	・花菜夢（道の駅「えんべつ富士見」 10:30～） ・マナビィ・21 図書室休館
14 (月)	・マナビィ・21 図書室休館
15 (火)	・どぶろっくの「搾らずにはいられナイト」（マナビィ・21 オープン 18:30～ スタート 19:00～） ・スポーツセンター休館

※上記の内容は変更になる場合がありますので、あらかじめ各自で確認してください。

ひとのうごき

▽おたんじょう

富士原未央（みお）ちゃん

富士原璃央（りお）くん

父 尚弘さん（汐見町）
母 美穂さん



酒井 燈仁（ひびと）くん

父 亮輔さん（緑町）
母 いつきさん

▽おくやみ

日下部初子さん（89）（3区）

柏谷 美春さん（83）（2区）



社会福祉協議会愛情銀行

日下部敏雄さん（3区）

初子さんの死去に際し



ご厚志に感謝

・合同会社ユーラスエナジー浜頓別様より 1,000,000 円の寄附

有効に活用させていただきます。



交通事故死

ZERO 〇 ゼロ

3006

日目

（令和8年7月31日現在）



2,140人

(+9)

男 1,046人(+3)

女 1,094人(+6)

世帯

1,223(+7)

（令和8年7月31日現在）

今月の
納税

納期

8/31

町道民税(2期)
国民健康保険税(2期)

遠別の“おいしい”が大集合

特産品試食会を開催しました



6月21日に開催した第1回に続き、7月18日に道の駅「えんべつ富士見」で第2回特産品試食会を開催しました。“レモンケーキ”“もち米粉チーズケーキ”“たこキムチ”“ほたてキムチ”などを提供したほか、今回は農業高校の生徒も参加し、“羊肉まん”“ペリーラ”を提供しました。当日は多くの方にお立ち寄りいただき、楽しみながらそれぞれの特産品を味わっていました。今回のイベントは町の特産品とともに、農業高校の取り組みを多くの方に知っていただく機会となりました。

遠別町ホームページ

遠別町

検索

<https://www.town.embetsu.hokkaido.jp/>



遠別町公式 X (旧Twitter)



町長公式 Instagram



遠別町公式 Instagram



皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。



TEL (01632) 9 - 7772
FAX (01632) 7 - 3695



E-mail: kouhou@town.embetsu.hokkaido.jp
町へひとことご意見箱もご利用ください。